

NISfont 使用許諾契約書

エヌアイシィ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社のフォント製品（以下「本製品」といいます）の使用権（以下「ライセンス」といいます）についての契約条件（以下「本契約」といいます）を次の通り定めます。

本契約は、当社と契約条件に同意していただいた、個人もしくは団体のユーザー（以下「お客様」といいます）との間で適用されます。お客様は本製品をインストール、または使用した場合、本契約書に受託したものとみなされます。本製品のフォントデータはお客様に販売されるのではなく、使用権を許諾するものです。本製品における知的財産権、および所有権、その他一切の権利は当社または当社に権利を許諾した第三者に帰属しており、お客様に権利を譲渡するものではありません。

1. 定義

- (1) 「本製品」とは、エヌアイシィ株式会社が販売する、全てのフォントデータを指します。
- (2) 「ライセンス」とは、本契約書で許諾された範囲内において本製品を使用できる権利をいいます。
- (3) 1 ライセンスで使用できる PC は 1 台限りとし、仮想化ソフトにより、OS を分割した場合は、分割した OS 毎にライセンスが必要となります。

2. 使用権の許諾

本契約書はお客様に対し以下の権利を許諾します。

- (1) お客様は、当社が使用可能と定義した環境にて本製品をインストールし、アプリケーションプログラム等を利用して本製品から文字情報を取り出す事ができます。
取り出した文字情報をそのまま、もしくは変形した上で映像装置に表示、または印刷装置を利用した印字・印刷をすることができます。
- (2) 本製品から得られる派生フォントを PDF データに埋め込み配信する事が出来ます（非営利、もしくは特定の第三者への配信・配布に限る）。同じく WEB ページの文字表現用に使用する事ができます。
- (3) 本製品を用いて書き出した画像を WEB ページ上で使用する事ができます。
- (4) 本製品を用いて、図形商標登録を行わないロゴ・タイトルの作成・使用ができます。

3. 商用利用について

本製品を各種ビジネスや営利目的で使用する際は、本契約とは別に商用利用契約が必要となります。該当の範囲は以下の通りです。

- (1) 営利を目的としたロゴ（企業名、商品名など固有の名称のロゴ・タイトル）を図形商標登録する場合

- (2) 映画、TV 番組、動画広告、記録媒体（CD、DVD、BD など）の映像作品での使用
- (3) ゲームやアプリケーション、各種 PC ソフトでの使用
- (4) サーバーでの使用
- (5) ハードウェアへの組み込み

4. 禁止事項

ライセンス取得者は、次に例示する行為、その他本契約に記載する範囲外の行為は一切してはなりません。

- (1) 本製品の一部または全部を第三者に譲渡または貸借、承継すること、または担保すること。
- (2) 本製品を構成する書体デザインの改作、変更、フォントデータをデコンパイル、ディスアセンブル及びリバースエンジニアリング等の技法を用い解析・模造すること。
- (3) 本製品を基にして類似、または同一のデザインのフォントを作成、販売すること。
- (4) 当社の承諾を得ず、本製品を使用して作成したロゴを図形商標登録すること。
- (5) 本製品を商用利用契約せずに当契約「3. 商用利用」に該当する内容で利用すること。

5. 契約期間

本契約は、本製品の使用権許諾の代金が当社に支払われることを条件に本契約の締結、もしくは本製品の使用開始時のいずれか早い時点から成立し、許諾された使用期間満了日または当社による契約解除時まで有効とします。なお年間ライセンスをご利用のお客様は本契約の更新をお断りされた場合だけでなく、契約期間満了日までに契約更新の手続きが完了されない場合も契約期間の終了となります。

6. 本契約の解除および終了

- (1) 当社は、お客様が本契約の何れかの条項に違反した場合、もしくは当社の知的財産権を侵害した場合は、本契約を解除することができます。なお、本契約の契約者は自らの違反行為により、当社が損害を被った場合には、本契約を解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。
- (2) 本契約が解除および終了となった場合、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約が解除および終了に伴って本製品の全部または一部が使用できなくなったことによって、お客様および第三者が被った損害等について、当社は一切責任を負いません。

7. 契約の終了に伴う義務

契約期間が終了または解除されたお客様は、次の義務を負う事となります。

- (1) お客様は、本契約の終了もしくは解除となった場合、直ちに本製品の使用を停止し、本製品を削除しなければなりません。
- (2) 本契約の終了に際し、当社から本製品の削除証明書の提出を求められた際には、当該書類に必要事項を記入し、記名捺印の上で当社に郵送しなければなりません。

8 保証

- (1) 当社は、本製品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。
- (2) 当社は、お客様が本製品を取得してから90日間、本製品が格納されている媒体やマニュアルに物理的な欠陥・乱丁・落丁があった場合には、その程度に応じて当社の判断に基づき、交換または本製品の削除及び返還と引き換えに使用許諾の代金の返金を行います。
- (3) 当社は本製品の機能がお客様の使用目的の全てに適合することを保証するものでは無く、本製品の選択・導入の可否、本製品を使用するアプリケーションの不具合によるデータの紛失を防御するためのバックアップに関しては、お客様の責任とします。

9. サポート

- (1) 正規にユーザー登録されたお客様は適切なユーザーサポート、アップグレードを受ける権利を

有します。但し、これらのサービスは有償となる場合があります。

- (2) 正規の契約により本製品をご使用のお客様に対し、当社はユーザーサポートを提供します。但し、ユーザーサポートおよびサービスは日本国内において、日本語によるものに限りします。

10. 責任の制限

- (1) お客様は、本製品の使用および本製品に付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接的・間接的な損害（データ損失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険は、お客様の責任としてお客様が負うこととします。
- (2) 当社は、いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、お客様や第三者に対し、営業価値の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め、直接的・間接的、付随的、または結果的損失・損害において責任を負いません。更に当社は、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。
- (3) お客様が本製品の使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の何れかを問わず、当社が負担する責任は金銭賠償に限られ、その損害賠償金額の上限は、お客様が本契約の締結に支払った金額を上限とします。本製品の使用に関連して生じた如何なる営業的・精神的責任、財産的損害について、当社はその責めに任じないものとします。

11. 一般条項

本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する訴訟は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

エヌアイシィ株式会社
フロント事業部
2017年11月1日